

1 令和4年第1回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和4年1月14日(金)
開議 午後1時50分
閉議 午後2時50分

3会 場 稲城消防署 講堂

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
4番 伊勢川 岩根	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進		9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

8番 小池 喜一郎

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

7議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (4) 第3号議案 特定農地貸付け承認申請について
- (5) 第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について
- (6) 第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (7) 第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (8) 第3号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について
- (9) 第4号報告 証明書の発行について

議長 本日は、小池委員が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和4年第1回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、7番 高野 進 君、9番 大塚 謙一 君を指名いたします。次に日程2、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。第1号議案について事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する)

なお、受付番号4号については令和3年12月21日に地元委員の鈴木委員と、受付番号5号については令和3年12月27日に笹久保委員と現地調査を実施しております。

議長 それでは受付番号4号について鈴木委員より、受付番号5号については笹久保委員より説明願います。

鈴木委員 6番委員の鈴木です。受付番号4号につきましては、令和3年12月21日に事務局と現地確認を行った結果、許可を出して問題のない土地であることを確認しております。

笹久保委員 12番委員の笹久保です。受付番号5号については令和3年12月27日に事務局と現地確認を行った結果、3条許可を出して問題のない土地であることを確認しております。以上です。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第1号議案については承認されました。次に日程3、第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局 (議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号191号については令和3年12月23日に地元委員の高橋委員と現地調査を実施しております。

議 長 それでは受付番号191号について高橋委員より説明願います。

高橋委員 11番委員の高橋です。受付番号191号については令和3年12月23日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。以上です。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終了しました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第2号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第2号議案については承認されました。次に日程4、第3号議案 特定農地貸付け承認申請について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。

議 長 第3号議案 特定農地貸付け承認申請について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第3号議案については承認されました。次に日程5、第4号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する。)

なお、受付番号 191 号については令和 3 年 12 月 23 日に地元委員の高橋委員と現地調査を実施しております。それでは受付番号 7 号について高橋委員より説明願います。

高橋委員

11 番委員の高橋です。受付番号 7 号については令和 3 年 12 月 23 日に事務局と現地確認を行った結果、申請どおり事業計画は問題ないことを確認したので報告します。

議長

事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長

質疑がありませんので、採決いたします。

議長

第 4 号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の審査について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。したがって第 4 号議案については承認されました。次に日程 6、第 1 号報告 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局

(議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程7、第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程8、第3号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程9、第4号報告証明書の発行について議題といたします。事務局報告願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和4年第1回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時50分閉会)